

## トピックス

### 国土交通省が車体整備業界の価格交渉を促進するための指針を発表！

国土交通省は昨年より、車体整備業界の人材確保・育成の原資の確保をすべく関係省庁と連携し、適正な価格交渉を促進するための施策を発表、中でも**労務費の転嫁を含む「損害保険会社との価格交渉」**を課題としています。

【参考】自動車整備業は、労務費の転嫁率が低い受注者の割合が高い業種ワースト1位です。（令和5年 公正取引委員会特別調査）

#### 1 損害情報提供窓口の設置と保険会社との対話（令和6年7月より）

車体整備事業者からの情報を基に保険修理の価格交渉に関する実態・課題の把握。損害保険会社からの話も聴きながら、車体整備事業者への丁寧な説明・交渉を促す。

#### 2 損車体整備事業者による適切な価格交渉を促進するための指針

車体整備事業者が、損害保険会社等に対して、透明性・公平性を前提としつつ、労務費の転嫁等の価格交渉を行うため、同事業者取り組むべき内容を「指針」として策定。（下記に概要を記載）

#### 3 「標準作業時間」の調査（令和7年度より）

価格決定に用いられる「標準作業時間」について、国土交通省が**第三者的立場から今後調査。**

令和6年3月発表

### 車体整備事業者による適切な価格交渉を促進するための指針（概要）

#### 1. 自社の責任と考えによる見積の作成

- ・見積の作成は、損害保険会社に委ねず、**自社の責任**で行うこと

#### 2. 人件費の上昇も考慮した工賃単価の提案

- ・工賃単価は、消費者物価指数のみならず**人件費の上昇**も考慮して提案すること

#### 3. 作業時間の実態を踏まえた価格請求

- ・車両の状態が「指数」（標準的な作業時間）の前提と異なるなど、**特殊事情がある場合は個別交渉**すること

#### 4. 見積書、作業記録簿等の標準様式の使用

- ・**修理内容、費用を明確化**し、透明性をもって請求すること
  - 産業廃棄物処理費などかかった費用をなかったことにしない
  - 不合理な総額値引きは見積の妥当性を失わせるおそれがある

#### 5. 代車費用の支払いに関する考え方の理解

- ・対物賠償責任保険における**代車費用の支払いの考え方**を理解すること（無過失でなくても過失割合に応じて代車費用が支払われる約款が多い等）

#### 6. 透明性・公平性が疑われないような請求・説明

- ・**価格の透明性・公平性**を説明できるように、作業と請求を行うこと（恣意的に理由なく保険修理と、それ以外で価格を異ならせない等）

#### 7. 損害保険会社との交渉における留意点

- ・損害保険会社と見解が相違する場合には**丁寧に説明し**、損害保険会社に対しても丁寧な説明を求め、**双方が建設的に対話**すること
- ・**保険の仕組みや賠償の考え方**について説明を受け、理解すること
- ・「アジャスターや担当扱店には決定権がない」「地域相場で決まっている」等、**不合理な説明で交渉が進まない場合には**、必要に応じて**国土交通省の窓口**に情報提供すること

#### 8. 協定に時間を要する場合には依頼者に判断を仰ぐ

- ・**1週間を超えて見解が相違する場合**、依頼者に対して損害保険会社が提示する保険金の範囲では修理できない旨説明すること

#### 9. 依頼者に対する適切な情報提供

- ・求められれば依頼者に対して**作業内容と見積を丁寧に説明**すること（保険金による修理は「原状復旧」であること等）

【国土交通省による対応】

- ・関係団体の協力を得ながら、車体整備事業者による上記の取組状況を確認
- ・金融庁、中小企業庁、公正取引委員会と連携して車体整備事業者による価格交渉の実態・課題等を継続的に把握